

○経済産業省告示第二百八号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和六年経済産業省令第九十号）の施行に伴い、火薬類取締法施行規則第二十三条第四項及び第六項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離（昭和四十九年通商産業省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日から施行する。

令和六年十二月二十六日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
昭和四十九年通商産業省告示第五十九号（火薬類取締法施行規則第二十三条第四項及び第七項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫	昭和四十九年通商産業省告示第五十九号（火薬類取締法施行規則第二十三条第四項及び第六項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫

に係る防火壁の基準及び火薬庫から専ら当
該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供
する施設たる保安物件に対してとるべき保
安距離)

一 火薬類取締法施行規則（以下「規則」とい
う。）第二十三条第四項のがん具煙火貯蔵庫に
係る防火壁の基準は、次に掲げるとおりとす
る。

イ 「略」

ロ 防火壁は、鉄筋コンクリート造、補強コン
クリートブロック造又は鉄板若しくは耐火性
の板を鉄骨等により補強した構造のものとし
、基礎を堅ろうにすること。

に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつば
ら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用
に供する施設たる保安物件に対してとるべ
き保安距離)

一 火薬類取締法施行規則（以下「規則」とい
う。）第二十三条第四項のがん具煙火貯蔵庫に
係る防火壁の基準は、次に掲げるとおりとす
る。

イ 「略」

ロ 防火壁は、鉄筋コンクリート造、補強コン
クリートブロック造又は鉄板若しくは耐火性
の板を鉄骨等により補強した構造のものとし
、基礎を堅ろうにすること。

ハ 防火壁の高さは、がん具煙火貯蔵庫に天井を設けている場合にあつては天井から五十センチメートル以上の高さとし、その他の場合にあつては屋頂の高さ以上とすること。

ニ 防火壁の厚さは、鉄板にあつては〇・三五ミリメートル（最大貯蔵量が二トン以下のがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁にあつては、〇・二五ミリメートル）以上、その他のものにあつては三センチメートル以上とすること。

二 規則第二十三条第七項の保安物件が専ら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設である場合において、火薬庫から当該施設に対してとるべき保安距離は、三級火薬庫、がん

ハ 防火壁の高さは、がん具煙火貯蔵庫に天井を設けている場合にあつては天井から五十センチメートル以上の高さとし、その他の場合にあつては屋頂の高さ以上とすること。

ニ 防火壁の厚さは、鉄板にあつては〇・三五ミリメートル（最大貯蔵量が二トン以下のがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁にあつては、〇・二五ミリメートル）以上、その他のものにあつては三センチメートル以上とすること。

二 規則第二十三条第七項の保安物件がもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設である場合において、火薬庫から当該施設に対してとるべき保安距離は、三級火薬庫、

具煙火貯蔵庫又は導火線庫にあつては、規則第二十三条第一項、第二項又は第四項に規定する保安距離とし、その他の火薬庫にあつては、次に掲げる距離とする。

イ 当該施設が当該火薬庫の守衛又は管理人の詰所その他当該火薬庫を警戒するために設けられた家屋である場合には、規則第二十三条第一項から第三項まで又は第六項の規定により、当該火薬庫から第三種保安物件に対してとらなければならない保安距離の八分の一の距離（その距離が、一級火薬庫、二級火薬庫、実包火薬庫又は煙火火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が〇・三トン、水蓄火薬庫

がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫にあつては、規則第二十三条第一項、第二項又は第四項に規定する保安距離とし、その他の火薬庫にあつては、次に掲げる距離とする。

イ 当該施設が当該火薬庫の守衛又は管理人の詰所その他当該火薬庫を警戒するために設けられた家屋である場合には、規則第二十三条第一項から第三項まで又は第六項の規定により、当該火薬庫から第三種保安物件に対してとらなければならない保安距離の八分の一の距離（その距離が、一級火薬庫、二級火薬庫、実包火薬庫又は煙火火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が〇・三トン、水蓄火薬庫

にあつてはその貯蔵火薬類の数量が五十トン
の場合において同条第一項、第三項又は第六
項の規定により第三種保安物件に対してとら
なければならない保安距離の四分の一の距離
に満たないときは、当該保安距離の四分の一
の距離）

ロ 当該施設がイに掲げるもの以外のものであ
る場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫以
外の火薬庫（一級火薬庫、二級火薬庫又は実
包火薬庫であつて、その貯蔵火薬量の数量が
〇・二トン以下であるものを除く。）である
ときは、保安物件の種類に応じて規則第二十
三条第一項から第三項まで又は第六項の規定

にあつてはその貯蔵火薬類の数量が五十トン
の場合において同条第一項、第三項又は第六
項の規定により第三種保安物件に対してとら
なければならない保安距離の四分の一の距離
に満たないときは、当該保安距離の四分の一
の距離）

ロ 当該施設がイに掲げるもの以外のものであ
る場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫以
外の火薬庫であるときは、保安物件の種類に
応じて規則第二十三条第一項から第三項まで
又は第六項の規定により当該火薬庫から保安
物件に対してとらなければならない保安距離
の二分の一の距離（その距離が、保安物件の

により当該火薬庫から保安物件に対してとらなければならない保安距離の二分の一の距離（その距離が、保安物件の種類に応じて一級火薬庫、二級火薬庫又は実包火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が〇・三トン、水蓄火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が五十トンの場合において同条第一項、第三項又は第六項の規定により保安物件に対してとらなければならない保安距離に満たないときは、当該保安距離）

ハ 当該施設がイに掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第

種類に応じて一級火薬庫、二級火薬庫又は実包火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が〇・三トン、水蓄火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が五十トンの場合において同条第一項、第三項又は第六項の規定により保安物件に対してとらなければならない保安距離に満たないときは、当該保安距離）

ハ 当該施設がイに掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第

二十三条第一項から第三項までの規定により 当該火薬庫から保安物件に対してとらな ければならない保安距離の三分の一の距離	
二十三条第一項から第三項までの規定により 当該火薬庫から保安物件に対してとらな ければならない保安距離の三分の一の距離	備考 表中の「」は注記である。